

事 務 連 絡

平成 26 年 6 月 5 日

公益社団法人 日本建築士会連合会 会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課
建築物防災対策室

建築物石綿含有建材調査者の活用について（周知）

国土交通省では、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用状態を的確かつ効率的に把握するため、中立かつ公正に正確な調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ることを目的として、昨年 7 月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成 25 年 7 月 30 日公示）を定め、一定の要件を満たした機関を国土交通省に登録し、当該機関が行う講習を修了した者に建築物石綿含有建材調査者の資格を付与する制度を開始しています。（別紙 制度概要）

昨年 10 月、上記規程に基づき「一般財団法人 日本環境衛生センター」が登録され、本年 5 月当該機関において制度開始後初となる建築物石綿含有建材調査者講習の修了者を確定し、公表した旨の報告を受けました。

「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に基づく講習の修了者は、適切な建築物石綿含有建材調査を実施するために必要な知識を有するものとして所要の講習を修了したものであり、その名簿は下記の講習機関のホームページに掲載されています。

建築物の取引から使用（維持管理）、解体に渡る建築物のライフサイクルのうち、石綿調査を必要とする各場面において、幅広い分野での活躍が期待されますので、必要に応じた活用・関係者への助言など、執務の参考としていただけますようお願いいたします。

引き続き、民間建築物における石綿対策の推進にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本件につきましては、貴機関の会員の皆様にも周知していただきますようお願いいたします。

（参考）国土交通省「建築物石綿含有建材調査者講習修了者の確定について」

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000482.html

一般財団法人 日本環境衛生センター「建築物石綿含有建材調査者講習 修了者情報」

<http://www.jesc.or.jp/info/asbestos/02.html>

<問い合わせ先>

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 津村、池田
電話：03-5253-8111（内線：39-529） FAX：03-5253-1630